○農林水産省告示第六百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年四月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町加波字細野二八〇、二八一、二八三、二八三の一、二八五から二八七まで、二八九から二九一まで、二九一の二、二九一の三、二九一の四、二九二から二九七まで、二九八の一、二九八の四、二九八の五、二九九、二七七・二八二・二八三の二・二八四・二九〇の一・二九八の三・三〇二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字細野二八九・二九〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年四月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区田代字東河内一二四六の一（次の図に示す部分に限る。）、一二六八の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字東河内一二四六の一・一二六八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区水窪町地頭方二三五四、二三五五、二三五八、二三六〇の一から二三六〇の三まで

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

天竜区水窪町地頭方二三五四・二三五五・二三五八・二三六〇の一・二三六〇の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二三六〇の三

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年四月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県伊賀市甲野字山王三一〇四の二、字湯舟ケ谷一〇四〇の四二、一〇四〇の四四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第六百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年四月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県伊賀市下神戸字湯山谷二六一六の五〇、二六一六の五三、二六一六の五四、岡波字黒岩一四二五の二、一四二六の二、一四二七の二、一四二八の二、一四二九の二、一四三九の二、一四四六の二、一四四七の二、一四四八の二、一四五二の二、一四九六の二、一四九七、一四九八、一四九九の二、一四九九、一五〇〇の二、比自岐字黒岩一九〇七の六、一九〇八の四〇、一九〇八の四二、一九〇八の四四

○経済産業省告示第九十九号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十二年四月二十二日

経済産業大臣　直嶋　正行

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
4997	株式会社ヨコタ	東京都台東区上野五丁目七番二号	平成二十二年三月三十日から平成二十三年三月二十九日まで
4998	株式会社ライフクリエーション	大阪府大阪市淀川区西中島三丁目十二番十五号	平成二十二年三月四日から平成二十三年三月三日まで
4999	株式会社中島美雄商店	大阪府大阪市西区阿波座一丁目十五番二十三号	平成二十二年三月二十六日から平成二十三年三月二十五日まで
5000	トロップス株式会社	大阪府大阪市東成区深江北二丁目九番十号	平成二十二年三月二十六日から平成二十三年三月二十五日まで
5001	株式会社ミネルバ	高知県香美市香我美町下分六百八十四―一	平成二十二年二月二十四日から平成二十三年二月二十三日まで